

## 第3章 不当労働行為事件の審査

### 第1節 概況

#### 1 取扱件数の状況

令和5年における不当労働行為事件の取扱件数は、令和4年からの繰越5件、新規申立て3件で、合計8件であった（令和5年に取り扱った不当労働行為事件の一覧は、31頁以下の第3-12表参照）。

#### 2 新規申立ての状況（第3-1表～第3-4表参照）

- (1) 新規申立事件3件は、申立人別では、組合からの申立て3件であり、個人での申立て、組合及び個人での申立てはなかった。
- (2) 労組法第7条該当号別では、1号関係が2件、2号関係が3件、3号関係が3件となった。これらの内訳をみると、2・3号事件が1件、1・2・3号事件が2件となっている。
- (3) 企業規模別では、50～99人の規模が2件、100～499人の規模が1件、500～999人の規模が1件であった。
- (4) 業種別では、「製造業」が2件、「運輸業、郵便業」「サービス業」が各1件となった。

第3-1表 申立人別新規申立件数

申立人別		年					
		件数 (単位：件)					
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	平均
新規申立 件数		3	1	2	4	3	2.6
申 立 人 別	組合	3	1	1	4	3	2.4
	個人	0	0	0	0	0	0.0
	組合・個人	0	0	1	0	0	0.2

第3-2表 労組法第7条該当号別新規申立件数

年 区分		件数(単位:件)					平均
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
新規申立件数		3	1	2	4	3	2.6
大分類	1号関係	2	0	1	2	2	1.4
	2号関係	3	1	2	4	3	2.6
	3号関係	2	0	2	3	3	2.0
	4号関係	0	0	0	0	0	0.0
内 訳	1号	0	0	0	0	0	0.0
	2号	1	1	0	1	0	0.6
	3号	0	0	0	0	0	0.0
	4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2号	0	0	0	0	0	0.0
	1・3号	0	0	0	0	0	0.0
	2・3号	0	0	1	1	1	0.6
	2・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3号	2	0	1	2	2	1.4
	1・3・4号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3・4号	0	0	0	0	0	0.0

(注) 大分類の各号別関係件数は、内訳の申立号別件数を各号別関係に整理し集計したものであり、新規申立件数とは一致しない。

参考〈不当労働行為に係る労組法第7条該当号〉

- 1号: 不利益取扱い
- 2号: 団体交渉拒否
- 3号: 支配介入
- 4号: 報復的不利益取扱い

第3-3表 企業規模別新規申立件数

年 区 分		件 数 (単位：件)					平均
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
新規申立件数		3	1	2	4	3	2.6
企 業 規 模 別	49人以下	1	0	0	2	0	0.6
	50～99人	0	0	0	1	2	0.6
	100～499人	0	1	1	1	1	0.8
	500～999人	1	0	1	0	1	0.6
	1,000人以上	2	0	0	0	0	0.4

(注) 平成31年(不)第1号事件及び令和5年(不)第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

第3-4表 業種別新規申立件数

分類番号	業種	年	件数（単位：件）					平均
			令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
D	〈建設業〉		0	0	0	1	0	0.2
7	職別工事業(設備工事業を除く)		0	0	0	1	0	0.2
E	〈製造業〉		0	0	1	0	2	0.6
25	はん用機械器具製造業		0	0	0	0	2	0.4
31	輸送用機械器具製造業		0	0	1	0	0	0.2
H	〈運輸業、郵便業〉		2	0	0	0	1	0.6
42	鉄道業		1	0	0	0	0	0.2
44	道路貨物運送業		0	0	0	0	1	0.2
48	運輸に附帯するサービス業		1	0	0	0	0	0.2
L	〈学術研究、専門・技術サービス業〉		1	0	0	0	0	0.2
72	専門サービス業（純粋持株会社）		1	0	0	0	0	0.2
O	〈教育、学習支援業〉		0	0	1	1	0	0.4
81	学校教育		0	0	1	1	0	0.4
P	〈医療、福祉〉		1	1	0	1	0	0.6
83	医療業		0	1	0	0	0	0.2
85	社会保険・社会福祉・介護事業		1	0	0	1	0	0.4
R	〈サービス業〉		0	0	0	1	1	0.4
88	廃棄物処理業		0	0	0	0	1	0.2
92	その他の事業サービス業		0	0	0	1	0	0.2
新規申立件数			3	1	2	4	3	2.6

(注) 分類番号及び業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）による。

平成31年（不）第1号事件及び令和5年（不）第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

### 3 終結の状況

令和5年における不当労働行為救済申立事件の終結件数は3件であり、命令が2件（棄却2件）、取下げが1件（関与和解）であった。（令和5年に発した命令は巻末資料58頁参照。）

なお、令和6年への繰越件数は5件である。

第3-5表 不当労働行為事件終結状況

区分		年						平均
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5		
取扱 件 数	繰越	3	5	5	3	5	4.2	
	新規申立	3	1	2	4	3	2.6	
	計	6	6	7	7	8	6.8	
終 結 件 数	取 下 ・ 和 解	取下	0	0	0	1	0	0.2
		自主和解	0	0	0	0	0	0.0
		関与和解	1	1	0	0	1	0.6
		小計	1	1	0	1	1	0.8
	命 令 ・ 決 定	全部救済	0	0	0	0	0	0.0
		一部救済	0	0	3	0	0	0.6
		棄却	0	0	1	0	2	0.6
		却下	0	0	0	1	0	0.2
	小計	0	0	4	1	2	1.4	
	計	1	1	4	2	3	2.2	

#### 4 審査の状況

令和5年に終結した事件の処理日数は、850日（前年平均234日）であった。

なお、関与和解で終結した1件の処理日数は781日であり、命令で終結した2件の処理日数は885日であった。

第3-6表 平均処理日数 (単位：日)

年		令和元 (件数)	令和2 (件数)	令和3 (件数)	令和4 (件数)	令和5 (件数)	5年平均 (件数)
区分							
取 下 ・ 和 解	取下	-	-	-	29 (1)	-	29 (1)
	自主和解	-	-	-	-	-	-
	関与和解	213 (1)	849 (1)	-	-	781 (1)	614 (3)
	平均	213 (1)	849 (1)	-	29 (1)	781 (1)	468 (4)
命 令 ・ 決 定	全部救済	-	-	-	-	-	-
	一部救済	-	-	632 (3)	-	-	632 (3)
	棄却	-	-	937 (1)	-	885 (2)	902 (3)
	却下	-	-	-	439 (1)	-	439 (1)
	平均	-	-	708 (4)	439 (1)	885 (2)	720 (7)
総平均		213 (1)	849 (1)	708 (4)	234 (2)	850 (3)	629 (11)

命令・決定事件（2件、処理日数885日）について、審査手続上のどの段階でどの位の日数を要しているかについてみると、申立～第1回審問前日の期間が688日、第1回審問～結審前日までの期間が104日、結審～命令書写し交付までの期間が146日であった（第3－7表参照）。

第3－7表 命令・決定事件の平均処理日数内訳 (単位：日)

区分	年					平均
	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
命令・決定事件数	0	0	4	1	2	
申立 ～第1回審問前日	-	-	458	341	688	507
第1回審問 ～結審前日	-	-	155	-	104	145
結審 ～命令書写し交付	-	-	96	98	146	110
平均処理日数	-	-	708	439	885	720

(注) 令和4年の1件及び令和5年の1件については、審問を経ずに結審したため、「第1回審問前日」は「結審前日」となる。



## 5 不服の申立ての状況

令和5年に交付された命令・決定は2件（前年1件）であり、これに対し、労働者側から再審査が申し立てられたものが1件であった。また、命令・決定に対し行政訴訟が提起されたものはなかった。

第3－8表 本県初審命令・決定事件の不服の申立ての状況

年 区分		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	平均
		命令・ 決定書数	0	0	4	1	2
不服申立 (再審査・行政訴訟) 合計		0	0	3	0	1	0.8
再 審 査 申 立	労働者側	0	0	1	0	1	0.4
	使用者側	0	0	0	0	0	0.0
	双方	0	0	2	0	0	0.4
行 政 訴 訟 提 起	労働者側	0	0	0	0	0	0.0
	使用者側	0	0	0	0	0	0.0
	双方	0	0	0	0	0	0.0

本県が初審である再審査事件の中労委における令和5年の状況をみると、係属件数は4件であり、このうち新たに申し立てられたものが1件、終結したものが2件であった。

第3-9表 再審査事件（本県初審）一覧

中労委 事件番号・事件名	初審（本県）		再審査			
	事件番号	結果	申立 年月日	申立人	終結 年月日	結果
3（不再）16・17 J事件	31（不）1	一部救済	3.6.28 3.6.30	使 労	5.2.9	和解認定
3（不再）18・20 Z事件	元（不）3	一部救済	3.7.12 3.7.15	労 使	5.3.27	一部救済 （初審一部変更）
3（不再）25 H事件	30（不）4	棄却	3.8.3	労		
5（不再）20 M事件	元（不）2	棄却	5.6.12	労		

また、再審査命令（本県初審）に対する行政訴訟事件の状況をみると、係属件数は1件であった。中労委が、再審査に係る一部救済命令（初審一部変更）を発したところ、組合員が東京地裁に提訴した。

第3-10表 行政訴訟事件（本県初審→再審査）一覧

事件名 （埼労委 事件番号） （結果）	中央労働委員会				東京地方裁判所				
	事件 番号	申 立 人	命令 交付 年月日	結果	事件 番号	提起人	提起 年月日	終 結 年 月 日	結果
Z事件 （元不3） （一部救済）	3（不再） 18・20	労 使	5.3.27	一部救済 （初審一部変更）	5（行ウ） 391	組合員	5.9.23		

## 6 審査の実効確保の措置に係る取扱状況

令和5年における審査の実効確保の措置に係る取扱いは1件であった。

第3-11表 審査の実効確保の措置に係る取扱状況一覧

事件名	求める勧告内容	勧告等の内容
0事件 5(不)1 申立日 5.4.28 係属中  審査の実効確保の措置 勧告申立日 5.4.28	救済命令が交付されるまでの間において、被申立人 Y1 株式会社は、下記の行為を行ってはならない。 1 被申立人 Y1 株式会社の第二工場を閉鎖すること 2 被申立人 Y1 株式会社の労働者であり、申立人 J M I T U 茨城地方本部 Y1 支部の組合員の勤務地を、被申立人 Y1 株式会社の埼玉工場などの遠隔地へ変更すること	・勧告せず ・審査期日において、審査委員から、被申立人 Y1 株式会社に対し、早期解決を図るため出来る限りの配慮を行うよう求めた。

## 7 審査の期間の目標達成状況

### (1) 審査の期間の目標

平成17年1月に改正労働組合法が施行され、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとされた。

当委員会では、審査の期間の目標を1年6か月と設定した(平成17年1月7日公益委員会議で決定)。

### (2) 目標達成状況

令和5年に終結した事件は3件で、処理日数は850日であった(第3-6表参照)。なお、終結事件のうち1件は目標期間内に終結した(第3-12表参照)。

## 8 証人出頭命令及び物件提出命令に係る状況

令和5年における証人出頭命令及び物件提出命令に係る取扱いはなかった。

第2節 不当労働行為事件の概要

第3-12表 不当労働行為事件一覧

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
1	元 (不) 2	M事件		元. 6.25	5.5.30
		申立人	全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部	棄却	1436日
		被申立人	株式会社M	・団体交渉応諾 ・文書手交・掲示	2
2	3 (不) 1	H事件		3.7.6	5.8.25
		申立人	①埼玉県私立学校教職員組合連合 ②H教職員組合	取下げ (関与 和解)	781日
		被申立人	学校法人H	・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書掲示	2 3
3	4 (不) 1	W事件		4.3.10	係属中
		申立人	一般合同労組さいたまユニオン		
		被申立人	株式会社W	・不利益取扱撤回、バックペイ ・支配介入禁止 ・誠実団体交渉 ・文書手交・掲示	1 2 3

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
4	4 (不) 3	A事件		4.7.28	5.6.26
		申立人	たすけあい労働組合	棄却	334日
		被申立人	A法人	・支配介入禁止 ・誠実団体交渉 ・文書手交・揭示	2 3
5	4 (不) 4	K事件		4.12.16	係属中
		申立人	埼玉県私立学校教職員組合連合		
		被申立人	学校法人K	・不利益取扱撤回 ・支配介入禁止 ・誠実団体交渉 ・文書手交・揭示	1 2 3
6	5 (不) 1	O事件		5.4.28	係属中
		申立人	①JMITU ②JMITU茨城地方本部 ③JMITU茨城地方本部O支部		
		被申立人	①株式会社O ②S株式会社	・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・揭示	2 3

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
7	5 (不) 2	N事件		5.6.5	係属中
		申立人	N労働組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不利益取扱い</li> <li>・誠実団体交渉</li> <li>・支配介入禁止</li> <li>・文書手交・揭示</li> </ul>	1 2 3
		被申立人	N株式会社		
8	5 (不) 3	N事件		5.6.30	係属中
		申立人	一般合同労組さいたまユニオン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不利益取扱い</li> <li>・誠実団体交渉</li> <li>・支配介入禁止</li> <li>・文書手交・揭示</li> </ul>	1 2 3
		被申立人	N株式会社		

## 1 M事件

令和元年（不）第2号  
（専門サービス業（純粋持株会社））

令和元年6月25日 申立て  
令和5年5月30日 棄却命令  
（1436日）

申立人 全労連・全国一般労働組合埼玉地方 本部	被申立人 株式会社M 従業員数 28名
-------------------------------	---------------------------

審査委員・参与委員  
（審）向田正巳  
（労）持田明彦、金谷慶國  
（使）木村謙一

審査経過  
調査18回、審問3回

再審査・行政訴訟  
令和5年6月12日 労側申立て（中労委令和5年（不再）第20号）

### 【請求する救済内容】

- 1 団体交渉応諾
- 2 文書手交・掲示

### 【事件の概要（申立ての概要）】

昭和52年から平成27年にかけて、組合員らはそれぞれ正社員として、被申立人の子会社Y会社と労働契約を締結し、販売活動に従事した。

平成2年から平成21年にかけて、組合員らは委託販売社員に切り替えられ、従前Y会社が負担していた各種経費を代わりに負担させられ、給与が全く支給されないこともあり経済的に困窮している。同社社長は、経費を自己負担する委託販売社員は売上げがなくても赤字にならないため、売上げが100万円に達しない者を委託販売社員に切り替えた旨の発言をしており、業務委託契約を悪用したことは明らかである。

平成30年12月25日、平成31年3月1日及び同月4日、申立人は、被申立人に対し、組合員への偽装請負をやめ労働者としての権利を保障すること、各種経費を控除しないこと、これまで被申立人が不当に得た経費を支払うこと等を議題として、団体交渉を申し入れた。

3回にわたる団体交渉申入れに対し、被申立人は、被申立人とY会社は別の法人であること、被申立人は委託販売契約の条件等につきY会社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配決定する地位にないことを理由に、団体交渉を拒否した。

被申立人がY会社の議決権を100%間接所有し、役員人事を支配していること、組合員に対し、中間統括会社やY会社を通じて個別具体的な営業活動の内容を指示・命令していること、業務委託契約の形式を利用して組合員らに経費全額を負担させる仕組みを主導していることなどから、被申立人は団体交渉に応じなければならない立場にある。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

## 2 H事件

令和3年(不)第1号 令和3年7月6日 申立て  
(学校教育) 令和5年8月25日 取下げ(関与和解) 781日

申立人 ①埼玉県私立学校教職員組合連合 ②H教職員組合	被申立人 学校法人H  従業員数 282名
-----------------------------------	--------------------------------

審査委員・参与委員  
(審) 山下三佐子  
(労) 小林健一  
(使) 町田伸吉

審査経過  
調査11回、和解2回

再審査・行政訴訟

### 【請求する救済内容】

- 1 誠実団体交渉
- 2 支配介入禁止
- 3 文書掲示

### 【事件の概要(申立ての概要)】

申立人と被申立人は、令和2年7月7日、令和2年10月29日、令和3年2月17日及び令和3年6月9日に、給与等について団体交渉を行った。

令和2年7月7日の団体交渉において、被申立人理事長及び事務局長は、議題とは関係のない発言を繰り返した。

令和2年7月7日及び令和2年10月29日の団体交渉において、被申立人は、ベースアップの金額等についての具体的な説明を行わず、申立人が要求した資料も提出しなかった。

被申立人は、団体交渉の日時及び場所について、申立人の提案を受け付けず、一方的に決定し、団体交渉の実施を引き延ばしている。また、理事長又は権限を有する担当者が出席せず、それを理由に回答を拒絶されることがしばしばあった。さらに、被申立人には、団体交渉において、誠実な議論を積み重ねて合意を形成し、労働協約を締結していくという姿勢が全く見られない。

令和2年11月26日、被申立人理事長は、組合広報誌の内容を意図的に曲解し、申立人を批判した。

令和2年12月9日、被申立人は、申立人からの職場アンケートボックスの設置要求及び朝の打合せにおける申立人からのアナウンスの要求を拒否した。

令和3年5月24日、朝の教職員の打合せにおいて、被申立人は、申立人との団体交渉の経過に触れることなく、ベースアップ等について発表した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号及び3号に該当する不当労働行為である。



### 3 W事件

令和4年(不)第1号  
(社会保険・社会福祉・介護事業)

令和4年3月10日 申立て  
係属中

申立人 一般合同労組さいたまユニオン	被申立人 株式会社W  従業員数 239名
審査委員・参与委員 (審) 甲原裕子 (労) 高井哲郎 (使) 廣澤健一	
審査経過 調査9回	
再審査・行政訴訟	

#### 【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱撤回、バックペイ
- 2 支配介入禁止
- 3 誠実団体交渉
- 4 文書手交・掲示

#### 【事件の概要（申立ての概要）】

令和2年12月頃、被申立人料理長は、組合員に対し、些細なことで怒鳴ったり、大きな音を出して威嚇したりするようになった。

令和3年7月22日、被申立人は、組合員に対し、調理過程には一切手を出さず、食器、調理器具の洗浄、調理場内の清掃のみに従事することを業務指示した。

令和3年7月23日、組合員は申立人に加盟し、令和3年8月26日及び令和4年2月1日に団体交渉が行われたが、団体交渉において、被申立人は、申立人を嫌悪して回答を拒否した。

令和4年2月13日、被申立人代表者は、被申立人従業員に対し、「組合に加盟しているのか」「組合員は危険だ」などと申立人を嫌悪した発言を行った。

令和4年2月16日、組合員は、被申立人から、雇用契約終了通知書を渡された。

申立人は、被申立人に対し、就業規則の全面開示を要求したが、被申立人はこれを拒否した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。

#### 4 A事件

令和4年(不)第3号 (その他の事業サービス業)	令和4年7月28日 申立て 令和5年6月26日 棄却命令(334日)
申立人 たすけあい労働組合	被申立人 A法人  従業員数 1名
審査委員・参与委員 (審) 青木孝明 (労) 近藤嘉 (使) 中村元信	
審査経過 調査4回	
再審査・行政訴訟	

#### 【請求する救済内容】

- 1 支配介入禁止
- 2 誠実団体交渉
- 3 文書手交・掲示

#### 【事件の概要(申立ての概要)】

令和4年6月2日、申立人は、被申立人に対し、分会設立と被申立人従業員の組合加盟を通知した。

令和4年6月9日、被申立人は、申立人に対し、分会の活動を認めないとして、分会事務所の使用や立入り、のぼり旗、掲示物の設置を拒否した。

令和4年6月22日、申立人はこれらの行為について、団体交渉を申し入れたが、返答はなかった。その後2回の申し入れをしたが、返答はなかった。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号及び3号に該当する不当労働行為である。

## 5 K事件

令和4年(不)第4号 (学校教育)	令和4年12月16日 申立て 係属中
申立人 埼玉県私立学校教職員組合連合	被申立人 学校法人K  従業員数 97名
審査委員・参与委員 (審) 山崎仁枝 (労) 金谷慶國、今井信博 (使) 入野純一	
審査経過 調査8回	
再審査・行政訴訟	

### 【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱撤回
- 2 支配介入禁止
- 3 誠実団体交渉
- 4 文書手交・掲示

### 【事件の概要（申立ての概要）】

令和3年4月、被申立人は、組合員に対し、恣意的評価により、令和3年度の定期昇給を凍結した。

令和3年12月16日、団体交渉が開催され、被申立人は、被申立人校長が組合員に対して行ってきたパワハラ行為を認め、謝罪をした。申立人が、このことを労働協約として書面化するよう求めたところ、被申立人は拒否した。さらに、その後、被申立人は、何の理由も示さないにもかかわらず、パワハラの実態はなかったこととした。

令和4年1月27日、団体交渉が開催され、申立人は、組合員の賞与査定の算定根拠を求めたが、被申立人は、算定の根拠となる資料を提示しなかった。その後の団体交渉や被申立人の回答書においても、被申立人は、算定の根拠となる資料を提示しなかった。

被申立人は、団体交渉において、交渉・決定権限を有する者を一度も参加させていない。

令和4年4月、被申立人は、組合員に対し、令和4年度の定期昇給を凍結した。

令和4年7月15日、申立人は、団体交渉申入れを行い、これに対し、同年7月29日、被申立人は、回答書において、団体交渉参加組合員の勤務校への情報提供を行ったり、組合員の「問題行動」を公表したりすることもある旨述べた。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。

## 6 ○事件

令和5年(不)第1号  
(はん用機械器具製造業)

令和5年4月28日 申立て  
係属中

申立人 ① J M I T U ② J M I T U 茨城地方本部 ③ J M I T U 茨城地方本部○支部	被申立人 ①株式会社○ ②S株式会社 従業員数 ①630名 ②59名
審査委員・参与委員 (審) 村上文 (労) 新島善弘 (使) 町田伸吉	
審査経過 調査5回	
再審査・行政訴訟	

### 【請求する救済内容】

- 1 誠実団体交渉
- 2 支配介入禁止
- 3 文書手交・掲示

### 【事件の概要（申立ての概要）】

令和4年12月7日、被申立人Y1株式会社は、申立人 J M I T U 茨城地方本部Y2支部に対して、第二工場閉鎖について、申立人と協議することなく、一方的に通告した。さらに、同月12日、組合員を含めた正社員に対し、希望退職募集の開始を強行し、個別面談を行うことで労働組合の団結を崩そうとした。

令和4年12月13日から令和5年4月7日に至るまで、計9回の団体交渉が行われたが、被申立人Y1株式会社は、第二工場閉鎖に関して、具体的な説明をすることなく漠然とした説明を繰り返した。

申立人は、被申立人株式会社Y2に対して、第二工場閉鎖の撤回につき団体交渉を申し入れたが、被申立人株式会社Y2は申入れを無視し、団体交渉を拒否し続けた。

その後も、被申立人は、工場閉鎖により、組合員に退職又は遠隔地配転を強いることが、労働組合の弱体化に直結することは明らかであるにもかかわらず、弱体化を避けるための補償を一切行おうとせず、工場閉鎖を進めた。

被申立人Y1株式会社の行為は労働組合法第7条第2号及び同条第3号の不当労働行為、被申立人株式会社Y2の行為は同条第2号の不当労働行為である。

## 7 N事件

令和5年(不)第2号  
(道路貨物運送業)

令和5年6月5日 申立て  
係属中

申立人  
N労働組合

被申立人  
N株式会社

従業員数 105名

審査委員・参与委員

(審) 青木孝明

(労) 近藤嘉

(使) 増井千恵子

審査経過

調査4回

再審査・行政訴訟

【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱い
- 2 誠実団体交渉
- 3 支配介入禁止
- 4 文書手交・掲示

【事件の概要(申立ての概要)】

被申立人は、各組合員の自宅に組合員個人宛の令和5年5月3日付け書面を送付した。

令和5年5月12日付けで、被申立人は、組合員に対して、同月8日の組合活動(グループ会社代表宛団体交渉出席依頼)を理由に始末書の提出及び出勤停止を命じ、当該処分について社内掲示板に掲示した。さらに、始末書の未提出を理由に、同月19日付けで、被申立人は、組合員に対して、出勤停止を命じた。

令和5年5月29日付けで、被申立人は、組合員に対して、同月27日の組合活動(会社会議開催場所(社外)でのビラ配り)を理由に始末書の提出及び出勤停止を命じ、当該処分について社内掲示板に掲示した。

令和5年6月22日、夏季一時金、自宅待機命令及び乗務制限を議題とした団体交渉が開催されたが、被申立人は、曖昧な回答に終始し、具体的な説明をしなかった。後日、被申立人は、一部の組合員に対して夏季一時金を支給し、他の組合員には支給しなかった。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。

## 8 N事件

令和5年(不)第3号  
(廃棄物処理業)

令和5年6月30日 申立て  
係属中

申立人  
一般合同労組さいたまユニオン

被申立人  
N株式会社

従業員数 80名

審査委員・参与委員

(審) 山下三佐子

(労) 小林健一

(使) 廣澤健一

審査経過

調査3回

再審査・行政訴訟

### 【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱い
- 2 誠実団体交渉
- 3 支配介入禁止
- 4 文書手交・掲示

### 【事件の概要（申立ての概要）】

令和3年5月28日以降、被申立人は、団体交渉の場などにて、令和3年4月10日に組合員がドライブレコーダーのメモリーカードを被申立人に無断で抜き取った旨、事実と異なる主張を明確な証拠を示すことなく繰り返した上、当該組合員の懲戒処分を示唆しつつ、組合からの説明要求に応じない姿勢を取り続けた。

また、令和5年2月10日の団体交渉では、ドライブレコーダーの件について、曖昧な回答のまま終了させようとし、その後の団体交渉申入れに対して、これ以上団体交渉を行う必要はないかのような回答を行った。

これらの被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、2号及び3号に該当する不当労働行為である。